

## 第5章

### 計画の推進体制・進捗管理



## 1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、本計画に掲げた基本目標や実施プランを推進していくために、住民や町内・集落、まちづくり協議会や社会福祉関係・福祉サービス事業者、関連団体及びボランティア団体と協働とともに、民生委員・児童委員等とも連携を図りながら進めています。

### ① 地域住民

向こう三軒両隣もしくは知人同士で、ちょっとした困り事も“お互い様”的な気持ちで支え、支えられる関係性の構築が重要です。第1期計画の評価からは、住民同士のあいさつやちょっとした困り事を助け合う気持ちは高い傾向にありますが、それでもそういった関係性が不十分な地域や、自ら声を挙げづらい困り事を抱えている人もまた多くいます。お互いのことに関心を持ち、他人の困りごとを自分のこととして捉える意識が何より必要です。行政や町内・集落から頼まれたから行うのではなく、自主的な意識をもって取り組むことが持続可能な活動になります。

また、心のバリアフリーによる、相互の理解とコミュニケーションを取り合い、ほんの少しの助けてどの人も同じような生活ができる、もしくは誰かを助けることができるることを理解することで、差別や偏見もない共生社会の実現の基礎となります。

### ② 町内・集落など

住民の一番身近な「地域」として、町内や集落があります。近隣で見えてきた課題などを町内や集落など地域全体で共有し、さまざまな世代が地域運営や地域福祉活動への関心を高め、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指し関係機関と協力していくことが重要です。

新型コロナウイルス感染症の影響で住民同士が集う場が制限される状況だからこそ、住民同士のつながりの大切さがクローズアップされています。できる範囲で町内・集落の地域活動を盛り立て、多くの住民が参加・参画していくような取組が、継続した地域活動につながります。

### ③ 市

市民の福祉の向上を図るためのさまざまな施策を総合的に推進する役割を持ちます。

福祉活動において、市民や民間の各種団体等と一緒にになって取り組んでいきます。分野を超えた困りごとを総合的に受け付ける「福祉総合相談」機能を拡充するため、庁内連携の強化はもちろん、社会福祉協議会など関係機関と連携した取組体制を推進していきます。

#### **④ 民生委員・児童委員**

住民にとってもっとも身近な相談窓口としての役割である民生委員・児童委員の認知度を高めるため、周知活動を強化していく必要があります。困っている人自らが相談する場合はもちろん、「助けて」と声に挙げづらい人を近隣住民からの情報で関係機関につなげることが、だれ一人取り残さない地域、孤立を防ぐ地域づくりに欠かせません。

また、あくまでも相談窓口であることの理解を広め、市や社会福祉協議会によるサポート体制を強めることで、民生委員・児童委員の意義を知り後継者の育成がしやすい環境づくりが必要となります。

#### **⑤ 保護司会**

再犯防止の観点から、犯罪をした者等の支援を行う保護司の役割は極めて重要です。対象となる方にとって社会復帰の一番の要は地域の理解であり、支えであることから、市や関係機関・企業と一緒に更生保護活動に取り組む必要があります。

#### **⑥ 社会福祉関係団体・福祉サービス事業者**

複雑化・多様化する課題に対応するため、社会福祉関係団体や福祉サービス事業者による利用者の自立支援、サービスの質の向上、的確な情報提供などの拡充はより求められています。同時に、個別支援を包括する地域支援として、地域貢献に関わる活動も積極的に取り組んでおり、異業種分野の団体・企業を含め、今後は市や社会福祉協議会との連携を強め、より強化していくことで多方面からの支援が期待されます。

#### **⑦ 市社会福祉協議会**

市社会福祉協議会は、社会福祉法により「地域福祉の推進を図ることを目的とする」ことを明記された民間団体であり、行政や各種民間団体との連携のもと地域福祉の推進を目指します。

新型コロナウイルス感染症の影響などで大きく変わる社会環境の中で、制度の隙間にある課題を解決するために、不足している社会資源を官民一体となって作り上げ、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを目指します。

## 2 計画の進捗管理

計画の進行管理にあたっては、「村上市地域福祉計画審議会（仮称）」により、計画の進捗管理・評価を実施します。

各個別計画で具体的に実施している施策についてはそれぞれの計画の中での進捗管理を基本とします。